

佐賀県東部工業用水道規程第一号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与の特例に関する規程（平成十九年佐賀県東部工業用水道規程第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

第一項中「平成二十年四月一日」を「平成二十二年四月一日」に改め、「乗じて得た額」の下に「（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同項第二号中「百分の四」を「百分の三・五」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。